



商法上の会社開示制度

神崎, 克郎

(Citation)

神戸法學雑誌, 30(1):13-46

(Issue Date)

1980-06

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81004521>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004521>



商法上の会社開示制度

神 崎 克 郎

一 序 論

法務省民事局参事官室は、昭和五四年十二月二五日、株式会社法の根本改正の作業の一環として、「株式会社の計算・公開に関する改正試案」(以下単に改正試案という)を発表して、「株式会社の財務及び業務内容の開示」の改正の方向をあきらかにした。

改正試案は、商法上の会社開示制度として、業務報告書の記載事項を具体的に法定するとともに附屬明細書の記載事項を拡充し、半期報告および連結開示の制度を商法に導入し、貸借対照表に加えて損益計算書の公告を要求し、計算書類等の商業登記所での公開をはかろうとしている。法務省民事局参事官室が株式会社法の根本改正の作業の初期の段階で発表した「会社法改正の問題点」では、商法上の会社開示制度に関連して、営業報告書の記載事項の具体的な法定、計算書類の一般公衆への開示方法の改善、損益計算書の公告、および連結決算制度の導入について問題点を指摘していたが、改正試案は、これらの問題点すべてについて積極的に取組むことをあきらかにしたのである。

現行商法は、株式会社の定期的な開示として、次の三つのものを要求している。

第一に、代表取締役は、定時総会の会日の一週間前から、貸借対照表、損益計算書、営業報告書、および準備金お

よび利益または利息の配当に関する議案からなる計算書類、その附屬明細書、ならびに監査報告書を会社の本店に備え置いて株主および会社債権者の閲覧に供しまたはそれらの者の謄本もしくは抄本の交付請求に応じなければならぬ（商法二八二条、商特法一六条）。

第二に、資本の額が一億円を超える会社の代表取締役は、定時総会の招集通知に計算書類およびその監査報告書の謄本を添附して株主に送付しなければならない（商法二八三条二項、商特法一七条・二五条）。

第三に、代表取締役は、定時総会で計算書類の承認を得た後遅滞なく、貸借対照表を官報または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げて公告しなければならない（商法一六六条三項・二八三条三項）。

これらの開示要求は、明治三二年の商法制定以来、数度にわたる同法の改正を経て拡充されてきたものである。

明治三二年制定当初の商法は、株式会社の開示として、取締役が財産目録、貸借対照表、営業報告書、損益計算書、および準備金および利益または利息の配当に関する議案からなる計算書類ならびに監査役の報告書を定時総会の会日前に会社の本店に備え置いて株主および会社債権者の閲覧に供すること、ならびに取締役が定時総会で計算書類の承認を得た後貸借対照表を公告することを要求していた。ただ、計算書類および監査役の報告書を株主等の閲覧に供するのは定時総会の直前でもよく、また貸借対照表の公告は方法に別段の制約がなく店頭公告でも足りた。

その後、昭和一三年の商法改正は、これらの開示要求を大幅に強化した。まず、計算書類および監査役の報告書の公開については、それらの書類が定時総会の会日の一週間前から会社の本店に備え置かれ、株主および会社債権者がそれらを閲覧しうるのみならず、その謄本または抄本の交付を請求しうるものとされた。次に、貸借対照表の公告は、定時総会の終了後遅滞なくすることを要求されとともに、官報または時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げて行なうべきものとされた。

さらに、昭和二五年の商法改正は、株式会社の開示として計算書類附屬明細書の公開を附加した。すなわち、代表

取締役は、毎決算期から四か月以内に計算書類の附属明細書を作成して会社の本店および支店に備え置くことを要するものとされ、株主は、その閲覧もしくは謄写を求めまたはその謄本もしくは抄本の交付を請求できるものとされた。

附属明細書には、当初は、会社の業務および財産の状況を詳細に記載し、特に資本および準備金の増減、取締役、監査および株主との間の取引、担保権の設定、金融を業としない会社の金銭の貸付、他の会社の株式の取得ならびに固定資産の処分を明示することが要求されたが、昭和三十七年の商法改正では、さらに取締役および監査役に支払った報酬も明示すべきものとされた。⁽²⁾

昭和四十九年の商法改正は、株式会社の開示につき二つの重要な改正を行なった。一つは、計算書類およびその監査報告書を株主に直接開示することを要求したものであり、他の一つは、附属明細書を計算書類とともに定時総会前に公開すべきものとしたことである。すなわち、資本の額が一億円を超える会社においては、代表取締役は、定時総会の招集通知に計算書類⁽³⁾およびその監査報告書の謄本を添附することを要求されることとなり、株主は、これらの書類に含まれる情報につき直接開示をうけることとなった。また、代表取締役は、計算書類およびその監査報告書とならんで附属明細書⁽⁴⁾およびその監査報告書をも定時総会の会日の一週間前から会社の本店に備え置くことが要求され、株主および会社債権者は、それらの書類の閲覧を求めまたはその謄本もしくは抄本の交付を請求できるものとされた。

このように、現行商法における株式会社の開示制度は、数度にわたる商法の改正を経て漸次に拡充されてきたものであるが、このたびの改正試案が示す改正の方向は、これをさらに大幅に拡充しようとするものである。

株式会社の開示は、商法のみならず証券取引法によっても要求されている。それどころか商法と異なって公開会社のみを対象とする証券取引法は、その適用会社については、商法が要求するものよりもより広範な開示を要求している。

証券取引法が要求する定期的な開示⁽⁵⁾は、有価証券報告書の公開を中心として行なわれる。すなわち、証券取引所に

上場されもしくは証券業協会に登録され、または大蔵大臣に届出を要する募集もしくは売出がなされた有価証券の発行会社は、原則として、毎事業年度経過後三か月以内に有価証券報告書を大蔵大臣に提出し、その写しを上場証券取引所または登録証券業協会に提出しかつ会社の本店および主要な支店に備え置いて公衆の縦覧に供することを要求されている（証券法二四条一項・四項、二五條二項、証券令三条）。大蔵大臣に提出された有価証券報告書および証券取引所または証券業協会に提出されたその写しは、大蔵省証券局および会社の本店所在地を管轄する財務局または証券取引所もしくは証券業協会に直ちに公衆の縦覧に供される（証券法二五條一項・三項）。この有価証券報告書には、会社の概況、営業の状況、設備の状況、經理の状況、親会社および子会社に関する事項、ならびに株式事務の概要を記載しなければならず、經理の状況としては、最近二事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益金処分計算書または損失金処理計算書および附屬明細表からなる財務諸表を含むことが要求されている（募集届出省令一五條一項一號）。

有価証券報告書には、最近二連結会計年度にかかる連結財務諸表を添附することが要求されている（証券法二四條三項、募集届出省令一七條一項一號）。そこで、連結財務諸表もまた、有価証券報告書とならんでそのものまたはその写しが大蔵省証券局、証券取引所または証券業協会の事務所、および会社の本店および主要な支店で公衆の縦覧に供される（証券法二四條三項・二五條一項二號・二項・三項参照）。もっとも、連結財務諸表は、「当分の間」、有価証券報告書にかかる事業年度終了後四か月を経過する日またはこれにより難い場合においてあらかじめ大蔵大臣の承認を得たときは、大蔵大臣の指定した日までに提出すればよいものとされている（募集届出省令昭和五一年改正附則六項）。したがって、その公開は、現在のところは、事業年度経過後四か月以内にすればよい。

証券取引法に定める定期的開示として、有価証券報告書の提出を要する会社は、また、その事業年度が一年である場合は、毎事業年度、事業年度の前半六か月の期間経過後三か月以内にその期間についての半期報告書を大蔵大臣に提出し、その写しを上場証券取引所または登録証券業協会に提出しかつ会社の本店および主要な支店に備え置いて公

衆の縦覧に供することを要求されている（証取法二四条の五第一項・二五条二項）。大蔵大臣に提出された半期報告書および証券取引所または証券業協会に提出されたその写しは、大蔵省証券局および会社の本店所在地を管轄する財務局または証券取引所もしくは証券業協会の事務所であつて公衆の縦覧に供される（証取法二五条一項・三項）。半期報告書には、会社の概況、事業および営業の状況、設備の状況、および経理の状況を記載することを要するが、経理の状況には、当該事業年度および前事業年度の中間貸借対照表および中間損益計算書ならびに前事業年度の要約貸借対照表および要約損益計算書を含むことが要求されている（募集届出省令一八条一項）。

このような証券取引法上の開示要求のうち、連結開示および半期報告は現行商法の知らぬところである。改正試案は、直接開示の形態で、連結開示および半期報告の制度を商法に導入しようとしている。また、証券取引法は、商法と異なつて、書類の公衆縦覧による株式会社の開示を要求しているが、このたびの改正試案は、計算書類の商業登記所での公開の制度によって、商法上も類似の方法による株式会社の開示をはからうとしている。

以下では、改正試案において示された株式会社の財務および業務内容の開示の方向を個別的に検討しよう。

（一）株式会社法の根本改正に関する意見照会に際して、法務省民事局参事官室が昭和五〇年六月一二日に発致した「会社法改正に関する問題点」においては、企業の社会的責任の問題との関連で、営業報告書の記載事項として、従業員の人教および給与総額等に関する事項、公害の防止、消費者の保護その他社会との関係において生じた問題およびこれに対して講じた措置に関する事項等の社会関連事項を含めることの妥当性が問われていたが、改正試案は、この点で消極的な方向を打出している。

（二）昭和三七年度の商法改正の立法作業の過程で、法制審議会は、「商法の一部を改正する法律案要綱」の中で、「株式会社は、貸借対照表及び損益計算書を登記所に提出するものとし、何人もこれらの書類を閲覧することができるとすること」を定め、その決定の際に、それとできるだけ早い機会に実現することを希望することにも、「計算書類の公告については、今後さらに検討する」ことを附帯決議として定めた。

(3) 昭和四九年の商法改正は、計算書類の中に従来含まれていた財産目録をそこから排除した。

(4) 昭和四九年の商法改正においては、附属明細書の記載事項を商法ではなく計算書類規則で定めることにしたが、計算書類規則四五条は、昭和四九年改正前の商法が附属明細書に「会社の業務及財産の状況を詳細に記載」することを要求していたのに対して、附属明細書には「会社の財産及び損益の状態に関する重要な事項」を記載すべきものとした。

(5) 証券取引法は、有価証券報告書および半期報告書による定期的な開示に加えて、会社の継続的な開示の一環として一定の重要な事態が発生した場合に臨時報告書による開示を要求し、証券取引所上場会社の株式につき委任状が勧誘される場合に参考書類の被勧誘者への送付による決議事項に関する開示を要求している。同法は、また、アド・ホックな開示として、有価証券の募集もしくは売出または公開買付に際して、原則的に、有価証券届出書または公開買付届出書および目論見書または説明書による有価証券発行会社についての詳細な開示を要求している。

(6) 開示には、開示する情報を含む書類をその利用者に送付する等の方法で行なう直接開示と、そのような書類を一定の場所に備え置いてそこで利用者の閲覧・謄写に供する間接開示とがあるが、証券取引法が要求する定期的な開示は、すべて間接的な開示である。もっとも、後述するように、証券取引所は、自主規制の一環として、証券取引所上場会社に対して、それらの会社が大蔵大臣に提出する半期報告書に記載する中間財務諸表と同一のものを記載した中間事業報告書を株主に送付することを要求しており、その限りで、實際上、証券取引法の開示要求も直接開示に及んでいるといえないことはない。

二 業務報告書及び附属明細書

1 業務報告書と附属明細書の位置付け

改正法案は、株式会社の定期的な開示として、代表取締役が、毎決算期に、取締役会の承認を得て、貸借対照表、損益計算書および業務報告書ならびにそれらの附属明細書を作成すべきものとしている。^①これらの書類は、すべて監査役、または会計監査人の監査を要する会社においてはそれに加えて会計監査人の監査を受けるべきものとされてい

る。⁽²⁾

代表取締役が毎決算期に作成すべきこれらの書類のうち、業務報告書と附属明細書は、貸借対照表および損益計算書によって開示される計数的情報以外の会社の財務および業務内容を開示するための書類である。

貸借対照表または損益計算書によって開示される計数的情報以外の情報を開示するための業務報告書および附属明細書のうち、前者は、直接開示のためのものであり、後者は、間接開示のためのものである。⁽³⁾ すなわち、業務報告書は、定時総会の招集通知に添附して株主に送付されるものであり、すべての株主がそれによって開示される情報に容易に接近することができる。これに対して、附属明細書は、会社の本店に備え置かれてその場所で閲覧に供されるものであり、それによって開示される情報への株主の接近は、實際上必ずしも容易ではない。このような情報へのアクセスシビリティの相違が業務報告書と附属明細書を区別する基本的な要素である。⁽⁴⁾

ところで、業務報告書は、それがすべての株主に送付されるものであることから、その作成に関し会社により多くの費用的負担を課すのに対して、附属明細書は、会社の本店で閲覧に供され、費用を支払って請求する者に対してのみその謄本または抄本が交付されるものであることから、その開示に関して会社に多くの費用的負担を課すものではない。そこで、業務報告書にはすべての株主が知ることを必要とする重要な比較的少数の事項を記載するものとし、附属明細書にはすべての株主が必ずしも知ることを要しないがなお重要な比較的多数の事項を記載するものとする⁽⁵⁾ことが、両者の役割分担として考えられうる基本的な方向である。改正試案は、そのような考えの上に立って、業務報告書および附属明細書の記載事項についての提案をしている。⁽⁷⁾

(1) 現行商法は、代表取締役が毎決算期に貸借対照表、損益計算書、業務報告書、準備金および利益または利息の配当に関する議案、ならびにその附属明細書を作成すべきものとしているが（商法二八一条一項）、改正試案は、代表取締役が毎決算期に

取締役会の承認を得て、貸借対照表、損益計算書および業務報告書ならびにそれらの附屬明細書を作成しなければならないとすると共に「利益の処分又は損失の処理及び準備金に関する議案についても……同様とする」としている。すなわち、改正試案では、貸借対照表、損益計算書、業務報告書および附屬明細書等の「書類」は、「議案」と區別して取扱われている。

なお、改正試案における業務報告書は、実質的には、現行商法に規定する營業報告書に対応するものである。

- (2) 現行法においては、会計監査人は、会社の貸借対照表、損益計算書および利益処分案ならびに附屬明細書に関して監査をしその意見を監査報告書において述べるべきものとされているが、營業報告書についてはその監査の対象外とされている（商特法一三条二項・一五条参照）。これに対して、改正試案は、附屬明細書のみならず業務報告書の記載事項に関しても、「法務省令で定める会計に関する事項」については、会計監査人の監査を要するものとしている。したがって、会計監査人の監査の要否に關して、改正試案は、もはや、業務報告書と附屬明細書を區別していない。

- (3) 武田隆二「營業報告書と附屬明細書の役割區画」税経通信三四卷一三〇二頁（昭和五四年）、神崎克郎「改正試案における附屬制度」月刊監査役一三二号一四頁（昭和五五年）参照。

- (4) 現行商法は、定時総会の招集通知に貸借対照表、損益計算書、營業報告書、準備金および利益または利息の配当に関する議案、および監査報告書の謄本を添付すべきものとしている（商法二八三条二項、商特法一七条）。この要請は、昭和四九年の商法改正および商法特例法の制定によって新しくもたらされたものである。改正試案は、この点については特に言及していない。しかし、改正試案がこのことについて特に言及していないことは、この点に關して、改正試案が現行法の態度を改めることを意図していることを示すものではないであらう。すなわち、改正試案は、現行商法と異なり、業務報告書は定時総会の承認の対象ではないものとしており、貸借対照表および損益報告書も監査役および会計監査人がそれを適法とする意見を述べるときは定時総会の承認を要しないものとしているが、業務報告書ならびにそのような場合の貸借対照表および損益計算書はなお定時総会で報告されなければならないのであり、その關係で株主は、定時総会の前にそれらの書類の送付を受ける利益を有しているからである。神崎克郎「業務報告書の記載事項の法定化」商事法務八六三号四頁（昭和五五年）参照。

(5) したがって、業務報告書の比較法的検討は、イギリス会社法の下での取締役報告書、フランス会社法の下での取締役報告書およびアメリカ証券取引所法の下での株主宛年次報告書と比較して考察すべきであって、ドイツ株式法の下での営業報告書、フランス会社法の下での状況報告書およびアメリカ証券取引所法の下での証券取引委員会届出の年次報告書（一〇一K報告書）と比較して考察すべきではない。ただし、前者は、それが直接株主に送付すべきものとされているが（イギリス一九六七年会社法二四條、フランス会社法一六二條、アメリカ証券取引委員会規則一四a—iii）、後者は、株主への直接送付が法上当然に義務づけられていないからである（ドイツ株式法一四八條、フランス会社法三四〇條、アメリカ証券取引所法一三條a項）。したがって、後者は、開示方法に關しては、わが国の附屬明細書に對應するものとして取扱われるべきである。

もっとも、星川長七「株式会社における経営情報の開示」取締役忠実義務論一六七頁（昭和四七年）、蓮井良憲「營業報告書についての一考察」大隈先生古稀記念企業法の研究一五七頁（昭和五二年）は、わが国の營業報告書についての比較法的検討として、イギリス会社法上の取締役報告書と並んでドイツ株式法上の營業報告書をも考察の対象としている。

(6) 業務報告書および附屬明細書の役割分担としては、前者を直接開示の手段、後者を間接開示の手段として把握のみならず、業務報告書はすべての株主に送付するものとするともに、より詳細な記載内容を有する附屬明細書は株主の個別的な請求に應じてこれを送付するものとするとも考えられる。

アメリカ証券取引所法の下での証券取引委員会規則は、記載要求の少ない株主宛年次報告書はすべての株主に送付しなければならないが、株主が請求するときは会社は証券取引委員会に届出る詳細な記載内容の年次報告書（一〇一K報告書）の写しをその株主に送付すべきものとしている（アメリカ証券取引委員会規則一四a—(b)⑧・一四c—(a)⑨）。ことは、この点で参考となりうる。神崎克郎「株式会社公開と營業報告書」商事法務八二九号七頁（昭和五四年）参照。

(7) 改正試案は、業務報告書の内容は定時総会に報告しなければならぬが、附屬明細書の内容は定時総会に報告することを要しないものとしており、内容の定時総会への報告の要否も業務報告書と附屬明細書を分ける相違点であるようにもみえる。しかし、この点は、實質的には大きなものではないであらう。たしかに、株式会社の機關に關する改正試案は、株主の株主總會

における質問権を、「株主権の行使に必要な限り」で、「会議の目的たる事項に」についてのみ認めることにしている。ところで、業務報告書の内容は株主総会において報告されることを要するので、それについて株主が質問権を行使できるのは当然であるが、附属明細書の内容についても、それが貸借対照表、損益計算書および業務報告書の「附属」明細書であることから、株主の質問権が及ぶものと解されるからである。

2 業務報告書の記載事項

改正試案は、「業務報告書には、法務省令で定めるところにより、会社の業務の状況に関する重要な事項を記載しなければならない」と述べて、業務報告書の記載事項を法務省令で具体的に定めることにしている。改正試案における業務報告書に対応する現行商法上の営業報告書は、その記載事項が具体的に法定されていないのであって、改正試案は、この点について現行法を大きく変更しようとするものである。

業務報告書は、株主に直接送付されるものであって、情報へのアクセシビリティに関しては極めて優れた情報開示の手段である。しかし、それが實際上、情報開示のために有用な機能をはたすためには、その記載内容が充実したものであることを必要とし、その最少限の記載事項が法定されていることを必要とする。

イギリス会社法は、一九六七年の改正前においては、改正試案における業務報告書に対応する取締役報告書に、「株主が会社の状況を把握するのに重要な限りで、……営業年度における会社の営業の性質、会社の子会社または会社が利害関係を有する種類の営業の変更」を記載することを要求していたが、会社法の改正を検討したジュンキングズ委員会の報告書は、当時の取締役報告書の実情に關し、次のように述べて、取締役報告書の記載事項を具体的に法定することを勧告した。

「我々は、多くの取締役報告書の情報提供の貧弱さについて多くの批判を受けている。事実我々は、それから会社がいかなる営業を営んでいるか判断することができないいくつかの取締役報告書に注意をひかされている。」⁽¹⁾

そして、イギリス会社法の権威書は、取締役報告書の記載事項の法定に關して次のように述べている。

「一九六七年法以前においては、(取締役)報告書は、形式的で、退屈で、殆んど価値のないものであった。しかし、今や、それらは、營業年度ごとに提供されるべきであるが、計算書においては都合よく表示することができないと考えられる情報の源泉となっている。」⁽²⁾

また、アメリカ合衆国の証券取引委員会は、一九七四年に同委員会の規則一四a—三および一四c—三を改正して、株主宛の年次報告書の記載事項を詳細に法定するに當つて次のように述べている。

「株主宛年次報告書は、長年の間、經營者と証券保有者の間の通信の最も有効な手段であると考えられてきた。かかる報告書は、一般に、法律技術的な用語を避け、かつ、情報を理解しやすくしかも時には斬新な様式で表示しているために読みやすいものである。しかし、発行者の中には、現行委任状規則により要求される基本的な財務情報以外には、その事業に關してほんの僅かの意味のある情報しか表示しないものもある。委員会は、すべての証券保有者が發行者の營業、經營者、活動および財務状態に關する意味のある情報の提供を受けることが公益に合致するものであり、かつ株主宛の年次報告書がこの種の情報を提供するのに現在利用可能な最速の手段であると信ずる。」⁽³⁾

このような指摘は、わが国における現行の營業報告書および改正試案の營業報告書にも同様に妥当するものであつて、⁽⁴⁾營業報告書が有意義な開示手段として十分の機能を發揮するためには、最少限の記載事項が具体的に法定されることを必要とする。營業報告書の記載事項の具体的な法定に對しては、それが開示についての「企業の創意工夫を滅殺し、企業間の開示をめぐる競争意欲をそぐ」⁽⁵⁾とか、開示については企業の自主性を尊重すべきであるとの理由で、⁽⁶⁾反対意見が述べられている。なる程、營業報告書の記載事項の法定が、法定された事項以外の事項の記載を禁止し、あるいは記載方法を一定のものに限定してしまうのならば、それは、營業報告書による開示についての企業の創意工夫を滅殺するものであつて不当である。⁽⁸⁾しかし、それが營業報告書の最少限の記載事項を法定するものであり、より

株主が理解しやすいように企業にその表示方法を工夫させるものであるならばこのような批判は当たらない。また、法律上の開示要請は、開示をする者に対して、それが都合の悪いものであっても開示することを強制するのを本質的な内容とするものであることから、開示についての企業の自主性をそぐとの理由で業務報告書の記載事項の具体的な法定に反対することは正当なものではない。

改正試案は、業務報告書の記載事項として法務省令で定めるものとして次のものを示唆している。

(a) 貸借対照表および損益計算書の作成につき採用した重要な会計方針
(b) 子会社の数、総資産および総資本、子会社の総資本において会社の有する割合ならびに子会社の営業による収入および利益または損失の総額

(c) 大株主およびその持株数ならびに大株主が株式会社である場合には、会社がその計算において取得している当該株式会社の株式の数

(d) 過去三年の営業成績の比較

(e) 決算期後に生じた会社の業務に関する重要な事実

(f) 役員の数および報酬の総額（使用人としての給与は別記）

(g) 会社が無償でした金銭、物品その他の財産上の利益の供与（反対給付に比し著しく過大な給付を含む）の総額
(h) 会社の業務の状況及び将来の見通しについての検討の結果

(i) その他会社の業務に関する重要な事項

(a)の会計方針は、貸借対照表および損益計算書が表示する計数的情報の意味するところを判断するための情報である。したがって、それは、貸借対照表および損益計算書と一体として有意義な情報提供の意義を有するものであり、現行計算書類規則が、会社が会計処理の方法を変更した場合はその旨およびその変更による増減額を貸借対照表また

は損益計算書に注記すべき旨を定めている（計算規三条）ように、貸借対照表および損益計算書に注記されるべきものである。⁽¹⁰⁾

(b)および(c)の子会社および大株主に関する情報は、会社の所有関係をあきらかにするものであり、会社の直接開示の内容として妥当なものである。⁽¹¹⁾

(d)の過去三年の営業成績の比較は、営業の状況の時系列的評価のための情報であって、取締役の経営責任の判断にとり極めて重要なものである。また、(d)のうちの会社の業務の状況についての検討の結果は、直近の営業年度の業務の状況の説明をするものであり、(d)のうち将来の見通しについての検討の結果は、取締役による会社の業務についての将来見通しをあきらかにするものである。さらに、(e)の後発事象は、直近の営業年度終了後の重要な事態を開示するためのものである。それぞれ、株主が会社の状況を正確に把握するために必要な情報である。

(f)の役員の数および報酬の総額は、これを株主に直接に開示させることによって、役員報酬を合理的な範囲内のものにさせることを意図して業務報告書に記載すべきものとされるものである。取締役の報酬は、お手盛防止の趣旨から定款または株主総会の決議で定めるべきものとされているが（商法二六九条）、その金額を社会的に合理的な範囲内のものとするために、さらにそれを直接開示の対象とすることは十分に合理的なものである。⁽¹²⁾

(g)の会社が行なった無償での利益供与の開示は、一方では、会社の総会屋等に対する不当な利益供与を抑制すると共に、他方では、会社が行なう慈善寄附および政治献金等についても企業の社会的責任の關係からこれをあきらかにさせようとするものである。もっとも、「正当な寄附を含め業務の出滑な遂行に必要な支出をすべて合計して開示することにどれ程の意味があるか」と正当にも批判されるように、総会屋等に対する支出と慈善寄附、政治献金を区別することなくその総額のみを開示を要求することは妥当ではなく、業務報告書では詳細な内容は必要ではないが、慈善寄附、政治献金、総会屋への支出、および一般儀礼の出捐等にわけて、それぞれの総額を記載するようにされるべ

(14)
きである。

(i)の「その他会社の業務に關する重要な事項」は、(a)から(d)に具体的に列挙するもの以外の「重要な事項」を業務報告書に記載させるための項目である。万華鏡的な多様性をもつ現実の会社の状況に対応して、業務報告書に記載すべき事項をあらかじめすべて想定して具体的に列挙することは不可能であるしまた不合理である。したがって、このような「残余事項」の記載を要求する項目を掲げておくことは必要である。

(1) Board of Trade, Report of the Company Law Committee, Cmd. 1749, 40 (1962).

(2) Gower, The Principles of Modern Company Law, 516 (4th ed. 1979).

(3) Securities and Exchange Commission Release No. 34-11879 (Oct. 31, 1974).

(4) わが国の現行商法の下での營業報告書の中には、会社の營業の概況について詳細に説明するものもあるが、中には、營業年度中におけるわが国經濟の一般的状況および会社が属する産業界の一般的状況を述べた後に、会社の当該營業年度の売上高および当期利益の金額以外には殆んど意味のある情報を提供しないものが少なくない。

たしかに、全國銀行協会連合会・「株式会社計算・公開に關する改正試案」に対する意見（昭和五五年三月一八日）が述べるように、開示制度の立法に關しては「いたずらに諸外国の立法例を理想像として追うこと」は愚かしいことである。しかし、他方では、開示制度の立法に關しても、諸外國の立法動向を配慮しないことも同様に愚かしいことである。そして、わが国においては、諸外國においてその例を見ないような膨大な金額が總會屋に支払われており、しかもその開示が營業報告書において十分に行なわれていない実情に鑑みるときは、同意見が「わが国の風土、土壤に適し現実に即した」開示制度の立法を要請しているように、總會屋等への金銭の支出をも含めた一定の事項を業務報告書に記載するように要求することはまさに妥当である。

(5) 經濟団体連合会・「株式会社計算・公開に關する改正試案」に対する意見（昭和五五年二月二六日）。この意見は、商法

上「業務報告書には会社の営業の経過および会社の現況を記載する」と規定し、業務報告書の具体的な記載内容については企業の自主的判断に委ねるべきであるとする。

(6) 大阪工業会・「株式会社計算・公開に関する改正試案」に対する当会の意見（昭和五五年三月一八日）。

(7) 全国銀行協会連合会・「株式会社計算・公開に関する改正試案」に対する意見（昭和五五年三月一八日）は、「会社が株主等に直接開示する会社の業績、経営の実態に関する情報は、その利用者に正当に理解、評価されるものでなければならず、そのためには開示される情報は、単に一時点の計数等にとどまらず、会社経営について長期的な視野にたち、内外の経済・社会情勢を踏まえた総合的な判断ができるものでなければならぬ」との理由で、業務報告書の記載事項を法定するとしても「会社の業績、営業の現況を記載する」程度の概括規定にとどめるのが妥当であるとする。

(8) 経済同友会・「株式会社計算・公開に関する改正試案」に対する意見（昭和五五年三月二一日）は、「業務報告書の性格づけと開示すべき最低限の記載事項を法定することは、その方向として適当と考える」とする。

株主宛報告書の最少限の記載事項を法定し、その記載方法および追加的記載内容について取締役の裁量を与えて、取締役が直接開示につき十分の創意工夫をなすものとするとのJAIの意向性（*参照*）Sonner, The Annual Report: A Prime Disclosure Document, 1972 Duke L. J. 1083, 1121-1123 参照。

(9) 開示を行なう者に都合のよい事項のみを開示させるのであれば、法律がそのような開示を要請する必要はない。取締役の経営責任あるいは企業の社会的責任に関して開示が要請されるべきものとするならば、それは開示を行なう会社またはその経営者に都合の悪い事項をも開示をすることを強制しなければならず、そのような強制は、そもそも「自主的」な開示に反するものである。

(10) もっとも、注記については、それが技術的事項にかかわること、活字が通常は小さいこと、および注記事項が多いときは読者の注意をひきにくいことは留意しなければならない。武田隆二「業務報告書の記載事項の分析的評価」産業経理四〇巻五号一二頁（昭和五五年）参照。

(11) 子会社情報とは、子会社を利用した粉飾決算への対処としてその開示が重要な意味を有している。また大株主情報の中には、株式の相互保有に関するものが含まれていることに留意すべきである。

(12) 経済団体連合会・「株式会社法の計算・公開に関する改正試案」に対する意見（昭和五五年二月二六日）、関西経済連合会・株式会社法の計算・公開の制度改正について（昭和五五年三月一〇日）、経済同友会・「株式会社法の計算・公開に関する改正試案」に対する意見（昭和五五年三月二一日）、大阪工業会・「株式会社法の計算・公開に関する改正試案」に対する当会の意見（昭和五五年三月一八日）等は、役員報酬が株主総会の承認を得ており、かつ附属明細書によって間接開示されることを理由に、役員報酬の開示を業務報告書で行なうことに反対している。しかし、株主総会での承認は、その金額を株主に広く知らせることに役立っており、また、附属明細書での間接開示は、実際上の利用の少なからず、役員報酬を社会的に合理的な範囲におさえる機能を十分にはたすことができない。

(13) 経済団体連合会・「株式会社法の計算・公開に関する改正試案」に対する意見（昭和五五年二月二六日）。

(14) イギリス会社法は一九六七年法一九条で政治献金と慈善寄附を分けて取締役報告書に記載することを要求している。このことに關して、このような要求は「ジェンキンス委員会によって勧告されたものではなく、政治的な産物であると強く攻撃されているが、株主は、自分達の金銭によってどのような慈善および政治上の目的が支持されているか知る権利があるという理由で多分に正当化されうる」と述べられている。Gower, *The Principles of Modern Company Law*, 517 (4th ed. 1979).

3 附属明細書の記載事項

改正試案は、「附属明細書に記載しなければならない事項は、法務省令で定める」とすると共に、法務省令で定める附属明細書の記載事項として、次のものを示唆している。

- (a) 資本金および準備金の増減
- (b) 仕債の明細

- (c) 固定資産の取得および処分
の明細
- (d) 設備投資の明細
- (e) 資産につき設定している担保権の明細
- (f) 支配株主に対する債権の明細
- (g) 自己株式の取得事由別の株式数
- (h) 担保として有する自己株式の数等
- (i) 担保として有する親会社の株式の数等
- (j) 子会社に対する出資の明細
- (k) 子会社との間の債権債務の明細
- (l) 子会社との営業取引の明細
- (m) 子会社の棚卸資産のうち会社の販売したもの
- (n) 子会社が取得し、または担保として有する会社の株式の数等
- (o) 商法二八七条ノ二に規定する引当金計上の理由および計上する額の算定方法
- (p) 取締役が自己または第三者のためにした会社の営業の部に属する取引の明細
- (q) 取締役、監査役または支配株主が自己または第三者のために会社とした取引の明細
- (r) 他の会社の無限責任社員または取締役である取締役の氏名ならびにその会社の商号および本店
- (s) 会社が無償でした金銭、物品その他の財産上の利益の供与（反対給付に比し著しく過大な給付を含む）の明細
- (t) 株主との通例的でない取引の明細

現行計算書類規則は、附属明細書に、資本金および準備金の増減、固定資産の取得および処分の明細、支配株主お

よび子会社に対する債権の明細、子会社の株式または持分の明細、資産について設定している担保権の明細、商法二八七条ノ二に規定する引当金によって備えるべき特定の支出または損失が生じると認められる理由および計上する額の算定方法、取締役・監査役または支配株主との間の取引の明細、取締役を支払った報酬の額および監査役に支払った報酬の額、ならびに「会社の財産および損益の状態に関する重要な事項」を記載すべきものとしている（計算規四五条）。したがって、右のうち、(a)、(c)、(e)、(f)、(j)、(o)および(9)は、現行法が既に附属明細書の記載事項として要求しているものであり、(b)の社債の明細、(d)の設備投資の明細、(g)、(h)および(i)の自己株式および親会社株式の取得に関する事項、(k)ないし(n)の子会社に関する事項、(p)および(r)の取締役の競業または勢力集中に関する事項、(s)の無償での財産供与の明細、および(t)の株主との通例的でない取引の明細が新しく附属明細書の記載事項として示唆されているものである。

新しく附属明細書の記載事項として示唆されるものうち、(b)の社債の明細および(d)の設備投資の明細は、それぞれ資金調達状況および設備投資の実態をあきらかにするための事項である。(g)、(h)、(i)および(n)は、自己株式の取得、親会社株式の取得および子会社による当該会社株式の取得の適法性およびそれが会社の財務状態に及ぼす影響を判断するための資料を提供するための事項である。さらに(k)ないし(n)は、子会社を利用した経理の不正な操作を防止するために子会社情報を詳細に開示させることを目的とする事項である。

これに対して、(p)および(r)の取締役の競業または勢力集中に関する事項は、取締役の競業取引または勢力集中の状況をあきらかにして、株主等が取締役の会社との間に有する利害関係または会社との関与度を判断することができるようにするものである。また、(s)の会社が無償でした財産上の利益供与の明細および(t)の株主との通例的でない取引の明細は、会社財産がどのような目的のために使用されているのか、会社が一部の株主との間でどのような異常な取引をしているのかを株主等にあきらかにするものであって、取締役の経営責任および企業の社会的責任との関係でこ

これらの事項を開示せよとするものである。これらの事項、とりわけ(8)の会社が無償でした財産上の利益供与の明細および(11)の株主との通例的でない取引の明細については、それが監査事項とされていることで法の規制目的が達成されるとして、附屬明細書の記載事項から除外すべきであるとの強い主張がなされている。⁽¹⁾

監査制度はそれによって違法な行為を摘発することができ、したがって監査が適正に行なわれるかぎり、違法な行為を阻止するのに役立つことができる。しかし、経済団体連合会の意見が「企業は、経営政策の一環として正当な寄附を行なうことがある」と述べているように、⁽²⁾ 会社が無償で行なう財産上の利益供与の多くのもの、あるいは株主との通例的でない取引の相当のものはそれ自体違法なものではないと考えられるが、それらが違法でない場合にも、株主は、取締役の経営責任あるいは企業の社会的責任の監視に關係して、その明細を知る利益を有している。すなわち、株主は、会社の財産が慈善寄附または政治献金その他の目的に「適法に」支出され、あるいは、会社が一部の株主と通例的でない取引を「適法に」行なう場合にも、その内容がいかなるものであるかを、取締役の経営責任または企業の社会的責任に關連して知る正当の利益を有しているが、そのような利益は、監査役または会計監査人の監査によつては十分に確保されないものである。⁽³⁾

(1) 大阪工業会・「株式会社計算・公開に關する改正試案」に対する当会の意見(昭和五五年三月一八日)、東京商工会議所

・「株式会社計算・公開に關する改正試案」に対する意見(昭和五五年四月一〇日)および日本証券業協会等証券四団体・

「株式会社計算・公開に關する改正試案」に対する意見(昭和五五年四月一六日)は、「適法なものがあれば、監査報告書に記載すること足りる」との理由で、これらの事項を附屬明細書の記載事項から除外すべきであるとする。しかし、経済団体

連合会・「株式会社計算・公開に關する改正試案」に対する意見(昭和五五年二月二六日)は、反対給付に比し著しく過大な利益供与を無償のそれと同様に取扱う場合、それに関する監査は困難であるとする。

(2) 経済団体連合会・「株式会社計算・公開に關する改正試案」に対する意見(昭和五五年二月二六日)。

(3) 経済団体連合会・「株式会社計算・公開に関する改正試案」に対する意見(昭和五五年二月二六日)、関西経済連合会・株式会社計算・公開の制度改正について(昭和五五年三月一〇日)等は、これらの事項を開示することは株主に誤解を与え、さらには一部の株主を利用する結果になると述べて、その附屬明細書への記載要求に反対している。しかし、その開示が株主に誤解を与える危険があるのであれば、まさに各会社が株主に誤解を与えることがないように正確かつ完全な開示をすべきであり、それでも株主が誤解をする危険があるのであれば、むしろそのような利益供与または通例的でない取引が社会的に妥当性を欠くことに根拠があるのであらう。また、会社ないし取締役が何のやましいところもなく無償の利益供与または通例的でない取引をしているのであれば、それを開示したところで一部の株主を利用することになるはずがなく、このような理由でその開示を抑制すべきであるとするのは正当とは考えられない。

三 半期報告と連結開示

1 半期報告制度の導入

改正試案は、営業年度を一年とする会社の代表取締役は、取締役会の承認を得て、営業年度の中間の日(中間期)における会社の財産の概況ならびに営業年度の初めから中間期までの会社の損益および営業の概況を記載した半期報告書を作成し、中間期から三か月以内に会社の定める営業年度中の一定の日の株主にそれを送付し、かつ、本店に備えて株主および会社債権者の閲覧に供し、それらの者が会社の定めた費用を支払って請求するときは、その謄本または抄本をそれらの者に交付しなければならぬものとしている。この半期報告書は、監査役の監査を受けるほか、会計監査人の監査を受ける会社にあつては、会社の財産および損益の概況については、会計監査人の監査をも受けなければならないものとされている。

現行商法は、一年決算会社についても半期報告を要求しておらず、したがって、改正試案は、半期報告の制度を商

法に新しく導入しようとしている。しかし、半期報告の制度は、わが国では、全く新規のものではなく、証券取引法は、同法の適用会社についてすでに半期報告を要求しており、また証券取引所は、証券取引所上場会社に対して株主宛の半期報告を要請してきている。

証券取引法は、昭和四十六年の改正以来、同法の適用を受ける継続開示会社に対して、間接開示の方法による半期報告を要求している。すなわち、証券取引所に証券を上場している会社、証券業協会に証券を登録している会社、またはそれ以外の大蔵大臣への届出を要する募集または売出が行なわれた証券の発行会社で営業年度を一年とするものは、⁽¹⁾営業年度ごとに、当該営業年度開始後六か月間の会社の営業および経理の状況その他の事項を記載した半期報告書を、その期間経過後三か月以内に大蔵大臣に提出すべきものとされている（証券法二四条の五第一項）。半期報告書には、会社の概況、事業および営業の状況、設備の状況、および経理の状況を記載しなければならず、経理の状況には、当該営業年度の中間貸借対照表を前営業年度の中間貸借対照表および要約貸借対照表と比較し、当該営業年度の中間損益計算書を前営業年度の中間損益計算書および要約損益計算書と比較して、それぞれ記載することが要求されている（募集届出省令一八条一項）。この半期報告書は、大蔵省証券局および会社の本店所在地を管轄する財務局に備え置いて公衆の縦覧に供される（証券法二五条一項三号、募集届出省令二一条）と共にその写しが会社の本店および主要な支店ならびに会社の証券が上場または登録されている証券取引所または証券業協会の事務所に備え置いて公衆の縦覧に供されることになっている（証券法二五条二項・三項）。したがって、証券取引法に定める半期報告書による開示は、株主に報告書を送付することによって行なう直接開示の方法によるものではなく、一定の場所に報告書を備え置いてその公衆縦覧を要求する間接開示の方法によるものである。

これに対して、証券取引所は、昭和四十九年の商法改正を契機として多数の上場会社が従来の六か月決算から一年決算に移行したことに対応して、同年から、上場会社に対して、半期報告書に記載する中間財務諸表と同一のものを記

載した中間營業報告書を株主に送付することを要請している。すなわち、証券取引所は、昭和四九年二月一九日の証券取引所上場会社宛の通達において、「一年決算会社は、……証券取引法に基づく半期報告書に記載する要約財務諸表と同一のものを記載（した）……中間營業報告書を營業報告書に準じて作成し、株主へ送付すること」を要請した⁽³⁾が、昭和五二年五月に中間財務諸表制度が確立して、証券取引法に基づく半期報告書に中間財務諸表の記載が要求されるに至って、昭和五二年九月二八日の証券取引所上場会社宛の通達において、一年決算会社は、「半期報告書に記載される中間財務諸表と同一のものを記載」した中間營業報告書を株主に送付すべきことを要請した。証券取引所の上場会社宛のこの要請は、中間營業報告書を株主に直接送付することをその内容とするもので、中間報告の直接開示を求めるものである。ただ、証券取引所の要請は、法律上のそれでないとともに、自主的な規制としても強制力を伴ったものではなく、証券取引所は、この要請にしたがわない上場会社についても、その証券の上場廃止または取引停止の処分をせず、また、その要請にしたがっていない会社を投資者に知らせるための特別の措置をとっていない。

前述のように、改正試案は、商法上も、一年決算会社について半期報告の制度を採用しようとしているが、それは、半期報告書を会社の本店で株主および会社債権者の閲覧に供すると共にそれを株主に直接送付することを要求するものである。報告書を株主に直接送付して行なう直接開示は、報告書の一定場所での閲覧による間接開示よりもはるかに有用なものである。したがって、会社の營業および財産の状況が短期間にも大きく変動する可能性があることにかんがみるときは、半期報告に關して、法律によって直接開示を要求することは十分の合理性を有するものと考えられる。改正試案における半期報告制度について、証券取引法が半期報告制度を採用していることを理由としてこれに反対するのは、この意味では妥当ではない。また、証券取引所の要請の下に企業が自主的な努力によって中間營業報告書を株主に送付していることを理由に、商法上に半期報告書を導入するのに反対の見解もあるが、前述のように、証券取引所の要請にもかかわらず、証券取引所上場会社の中には、中間營業報告書を株主に送付していない会社がある

のであり、そのような会社に対しても一定内容の中間報告書の株主への送付を強制することは妥当であるし、既に企業の自主的努力によって意義のある中間営業報告書を送付している会社については、商法上に中間報告制度を導入しても、それによって会社に特別の負担を課すことにはならないので、このような理由による反対も正当の根拠を有するものではない。

ただ、商法上も半期報告制度が導入される場合には、商法上のそれと証券取引法上のそれとが適切に調整され、そのことのゆえに会社が不当な負担を蒙ることがないようにされることが必要である。この点で、関西経済連合会が、「企業における負担を軽減するため、証券取引法に基づいて作成される半期報告書の貸借対照表および損益計算書を商法上もそのまま利用できるように、法的措置を講ずべきである」と述べているのは傾聴すべきことである。

(1) 証券取引所上場会社または証券業協会登録会社以外の大蔵大臣への届出を要する募集または売出が行なわれた証券の発行会社は、それが清算中であるか、相当の期間営業を休止しているかまたは大蔵大臣への届出を要する募集もしくは売出が行なわれた証券の所有者が著しく少数であるときは、大蔵大臣の承認を受けて、半期報告書の提出を含む継続的開示の義務を免れることができる(証券法二四条一項但書、証券令四条)。

(2) 東京、大阪、名古屋の各証券取引所・改正商法等の施行に伴う要望について(昭和四九年一月一九日)。

(3) 東京、大阪、名古屋の各証券取引所・中間財務諸表の制度化に伴う要望等について(昭和五二年九月二八日)。

(4) 証券取引所上場会社の中にも、中間営業報告書の株主への送付を行なっていない一年決算会社が少なからず存在する。

(5) 経済団体連合会・「株式会社計算・公開に関する改正試案」に対する意見(昭和五五年二月二六日)は、「半期報告制度(は)……証券法上の制度としてすでに実施されており、これを商法に導入することの必要性が明らかでない」と述べる。大

阪工業会・「株式会社計算・公開に関する改正試案」に対する当会の意見(昭和五五年三月一八日)および東京商工会議所・「株式会社計算・公開に関する改正試案」に対する意見(昭和五五年四月一〇日)も同様の理由で半期報告制度を商法

に導入することに反対する。

(6) 経済団体連合会・「株式会社計算・公開に関する改正試案」に対する意見(昭和五五年二月二十六日)は、「ほとんどの証取法適用会社が自主的に中間事業報告書を株主に送付して(おり、)このような企業の自主的努力が進められている分野に法律が容易に介入することは控えるべきである」と述べる。

(7) 関西経済連合会・株式会社計算・公開の制度改正について(昭和五五年三月一〇日)。経済同友会・「株式会社計算・公開に関する改正試案」に対する意見(昭和五五年三月二二日)および全国銀行協会連合会・「株式会社計算・公開に関する改正試案」に対する意見(昭和五五年三月一八日)も半期報告制度を商法に導入することは妥当とした上で、商法上の半期報告制度と証券取引法上のそれを調整すべきであるとしている。

2 連結開示制度の導入

改正試案は、会計監査人の監査を受けなければならない会社の代表取締役は、毎決算期に、連結貸借対照表および連結損益計算書を作成して、これを株主に送付しなければならないものとしている。現行商法は、会社の貸借対照表および損益計算書は、定時総会の招集通知に添附して株主に送付することを要求しているが(商法二八三条二項)、連結貸借対照表および連結損益計算書の株主への送付は要求していない。したがって、改正試案は、連結開示制度を商法に新しく導入しようとするものである。もっとも、連結開示制度も、証券取引法の上では、昭和五二年から同法の適用を受ける継続開示会社については要求されている。すなわち、証券取引法は、同法によって継続開示を要するものとされる会社が大臣に提出する有価証券報告書に最近二連結会計年度の連結財務諸表を添付しなければならないものとしている(証取法二四三条三項、募集届出省令一七条一項一号ハ)。もっとも、連結財務諸表の添付は、一年決算会社においては営業年度ごとにすることを要するが、六か月決算会社の場合は、二営業年度を通じた連結会計年度のものについて連結会計年度ごとにすれば足りる(募集届出省令一条二二号参照)。

証券取引法における連結開示は、有価証券報告書に添附される連結財務諸表の大蔵省証券局および会社の本店を管轄する財務局での公衆縦覧およびその写しの会社の本店および主要な支店ならびに会社の証券を上場または登録する証券取引所または証券業協会での公衆縦覧によって行なわれる（証券法二五条一項二号・二項・三項、募集届出省令二二条）。もっとも、連結財務諸表は、有価証券報告書に「添附」することを要するが（証券法二四條三項）、有価証券報告書は営業年度終了後三か月以内に大蔵大臣に提出されることを要する（証券法二四條一項）ところ、連結財務諸表は、当分の間は、有価証券報告書にかかる営業年度の終了後四か月以内に提出されればよいものとされている（募集届出省令昭和五一年改正附則六項）ので、証券取引法上の連結開示は、連結会計年度の終了後四か月以内に連結財務諸表を大蔵省証券局等で公衆縦覧に供することによって行なわれる。⁽¹⁾

改正試案は、証券取引法上の連結開示制度を前提とした上で、証券取引法の規定によって連結財務諸表の提出を義務づけられた会社に限って、連結貸借対照表および連結損益計算書を作成して、これを株主に送付しなければならぬものとともに、証券取引法の規定によって提出された連結貸借対照表および連結損益計算書は、これらの会社が商法上作成しなければならぬ連結貸借対照表および連結損益計算書とみなすものとしている。したがって、それは、証券取引法の規定によって連結貸借対照表および連結損益計算書を作成することを要する会社に対して、その株主への送付を要求するものである。換言すれば、改正試案は、連結開示に関しては、証券取引法上の間接開示に加えて、商法上の直接開示を要求するものである。⁽²⁾

改正試案における連結開示制度については、証券取引法における連結開示制度の実施後いまだ十分の時期が経過しておらず、これを商法上制度化するのは時期尚早であるとの理由で強力に反対されている。⁽³⁾しかし、間接開示は十分なものでよいが、直接開示はそうであつてはならないとはそもそもないのであり、証券取引法の下での連結開示も投資者に対して連結企業の正確な財務状態を示すために要求されるものであつて、そのような内容の連結開示

は、それをより実効性があるものとするために、直接開示の方法でも行なわれるべきである。ただ、連結計算書を株主に送付することによる直接的な連結開示も、それによって会社に不当に大きな負担を課さないと共にそれが時機に遅れた意義の少ないものとならないように配慮されなければならない。前述のように、証券取引法上の連結開示は営業年度経過後三か月以内に行なうことが現在のところ事実上困難であるとの理由で営業年度経過後四か月以内にすればよいものとされている。そのような状況の下で、営業年度経過後三か月以内に開催される定時総会（商法二二四条ノ三第二項参照）の招集通知に連結計算書を添附しまたは定時総会終了直後に株主に送付される配当金領収証と共に送付することを要求することは妥当ではないが、他方、営業年度経過後四か月以内に連結計算書を株主に送付しなければならぬものとするときは、会社に対するための特別の負担を課することになる。しかし、他方では、連結計算書を半期報告書と共に株主に送付すればよいものとするときは、連結開示は、あまりにも時機に遅れたものとなる危険がある。したがって、証券取引法上の連結開示が営業年度経過後四か月以内に行なえばよいとされる「当分の間」は、連結計算書の概要を業務報告書に記載することによって商法上の連結開示を行なうものとすることも十分の考慮に値する方法である。⁽⁴⁾

(1) 証券取引所は、連結開示に関しては、上場会社に対して、証券取引所の記者クラブでの「連結財務諸表に基づく決算発表」、いわゆる連結決算発表を要請しているが、それを超えて、連結財務諸表の株主への送付を要求していない。

(2) したがって、経済同友会が商法上の連結開示に関して、会社は、連結財務諸表を本店に備え置いて株主および会社債権者の閲覧に供するようになすべきであると述べているのは、改正試案の意図するところとは合致しない。

(3) 経済団体連合会・「株式会社法の計算・公開に関する改正試案」(昭和五五年二月二六日)、関西経済連合会・株式会社法の計算・公開の制度改正について(昭和五五年三月一〇日)、大阪工業会・「株式会社法の計算・公開に関する改正試案」に対する当会の意見(昭和五五年三月一八日)。

(4) 経済同友会・「株式会社計算・公開に関する改正試案」に対する意見(昭和五五年三月二日)は、「現在多くの企業では、証券取引法にもとづく連結財務諸表も決算日後三ヶ月では提出できていない実情であり、送付すべき株主の確定、送付の時期・方法、送付費用等を勘案するとき、直接開示は業務報告書などへの概要記載にとどめ(るの)が望ましい」と述べている。

連結開示も、株主の定時総会における議決権行使の参考資料として利用されるように行なわれることが望ましいことからすれば、概要であっても、定時総会の招集通知に添附される書類に記載されるべきものとすることは相当の理由を有する。連井良憲「連結財務諸表法案」大隈先生還暦記念商事法の研究二二五頁(昭和四三年)参照。

四 開示方法の拡充

1 四種の開示方法

現行商法は、株式会社の財務および業務内容の定期的開示の方法として、計算書類の株主への送付、計算書類および附属明細書の会社の本店での株主および会社債権者への縦覧、ならびに貸借対照表の公告の三種のものを定めている。すなわち、会社は、資本の額が一億円以下のものである場合を除き(商特法二五条)、定時総会の招集通知に、貸借対照表、損益計算書、営業報告書および利益処分案からなる計算書類ならびに監査報告書の謄本を添附して株主に送付しなければならない(商法二八三条二項)。また、会社は、定時総会の会日の一週間前から、計算書類、附属明細書および監査報告書を備え置いて株主および会社債権者の閲覧に供しまたはそれらの者の謄本もしくは抄本の交付請求に応じなければならない(商法二八二条)。さらに、会社は、定時総会で計算書類の承認を得た後遅滞なく、貸借対照表を定款所定の方法によって公告しなければならない(商法二八三条三項)。

改正試案は、貸借対照表、損益計算書および業務報告書からなる計算書類、および利益処分案ならびに監査報告書

の謄本を定時総会の招集通知に添附して株主に送付すること、ならびに定時総会の一週間前から計算書類、附属明細書および監査報告書を会社の本店に備え置いて株主および会社債権者の閲覧に供すると共にそれらの者の請求に応じてこれらの書類の謄本または抄本を交付しなければならないことと並んで、貸借対照表に加えて損益計算書の公告をも要求し、さらに計算書類、附属明細書および監査報告書を商業登記所に提出してこれらの書類を公衆の縦覧に供すべきものとしている。

これらの開示方法のうち、計算書類等の株主への送付は、株主のみに対する開示をはかるものであり、計算書類等の会社の本店での縦覧は、株主および会社債権者のみを利用者に予定する開示方法である。これに対して、貸借対照表および損益計算書の公告ならびに計算書類等の商業登記所での公開は、株主および会社債権者のみならず、株式を取得しようとする投資者、会社と取引をしようとする者、さらには地域住民等すべての者が利用することのできる開示方法である。これら四種の開示方法は、比較法的にみて、考えられうる殆んどすべてのものであり、それらすべてを要求する改正試案の態度は、ある意味では大変欲張ったものである。もっとも、改正試案は、これら四種の開示方法のすべてを会社の規模に関係なく要請しようとしているのではない。計算書類等の株主への送付は、現行商法の基準が維持されるならば、資本の額が一億円を超える会社にのみ要求される。また、貸借対照表および損益計算書の公告は、会計監査人の監査を受けなければならない会社、すなわち、資本の額が五億円以上のもの、一年間の営業収入が二〇〇億円以上のもの、または貸借対照表上の負債総額が一〇〇億円以上のものについてのみ要求される。会社法上の開示もその必要に応じて要求されるべきであって、商法上の開示のほか証券取引法上の開示を要求される会社があるように、商法上の開示についても、ある種類の開示のみを必要とされる会社とそのすべての種類の開示を要求される会社があるものとすることは妥当なものである。

改正試案が予定する四種の開示方法は、利用の容易性と開示の負担に関して、それぞれの長所と短所とを有してい

る。すなわち、計算書類等の株主への送付は、株主に対してきわめて利用の容易な開示を提供するものであるが、他方では、株主への個別的な開示のゆえにそれを行なう会社に大きな負担を課すことになり、したがって、開示情報の分量におのずから一定の限界を伴わざるを得ない。次に、計算書類等の会社の本店での縦覧は、会社に大きな負担を生じさせないが、開示が会社の本店での縦覧の方法によるために、利用者にとって開示への接近が容易ではなく、また、会社が株主または会社債権者の閲覧請求を正当な理由なく拒否するときは、それらの者は裁判所に救済を求めることができるとしても、それは開示のために実際上有効に機能することができないという短所を有している。第三の公告による開示は、会社に大きな負担を課さず、また利用者にも接近が容易であるが、他方では、事後検索に困難を伴ない、必ずしも容易には利用されない。これに対して、商業登記所における公衆縦覧は、会社に大きな負担を生じさせず、また利用者の閲覧請求が不当に拒絶される危険がない長所を有しているが、そのためには、商業登記所の物的・人的施設の拡充を必要とするこの問題を包蔵している。

(1) フランス会社法は、会社の財務および業務内容の定期的開示の方法として、計算書類等の株主への送付、計算書類等の会社の本店での株主への縦覧、計算書類等の法定公報による公告、および計算書類の商業登記所での公開を定めているが、イギリス会社法、ドイツ株式法またはアメリカ合衆国の州会社法および連邦証券取引所法は、株主への書類の送付、会社の本店での書類の縦覧、公告または登記所での公衆縦覧の一部のみの開示を会社に要求している。

(2) フランス会社法は、会社の規模、株式の所有状況等に応じて会社がいかなる方法による開示をしなければならないかを定めている。また、イギリス会社法の改正を制約する一九七九年発表の「会社の計算及び公開」と題する政府のグリーン・ペーパーは、会社を年間売上高、総資産額および平均従業員数の基準によって三種のものに分類し、それぞれについて異なった開示を要求するものとなっている。Secretary of State for Trade, Company Accounting and Disclosure, Cmd. 7654, I (1979) 参照。

2 貸借対照表・損益計算書の公告

現行商法は、すべての株式会社が定時総会において計算書類の承認を得た後遅滞なく貸借対照表を公告することを要求している（商法二八三条三項⁽¹⁾）。貸借対照表の公告は、官報または時事に關する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げて行なわれること（商法一六六条三項）から、誰でもが利用でき、しかも情報への接近が容易な開示方法である。しかし、それは、他面では、利用者にとって事後検索が必ずしも容易ではないという短所をも有する開示方法である。したがって、計算書類の商業登記所での公開等、会社の財務内容の一般的な公開がはかられるときは、利害關係者の比較的少ない会社においては、この種の開示を廃止することは十分の理由がある。⁽²⁾

改正試案は、計算書類等の商業登記所での公開を前提に、会計監査人の監査を受けなければならない会社に限って、定時総会において計算書類が承認された後遅滞なく貸借対照表および損益計算書またはその要旨を公告することを要するものとしている。すなわち、公告を要する会社を会計監査人の監査を受けなければならない大規模会社に限定する反面、公告の内容を貸借対照表のほか損益計算書にまで広げるかたわら、公告のスペースが大きく増大することを避けうように貸借対照表および損益計算書の要旨でも足りるものとするのである。

前述のように、比較的少数の者のみが利害關係を有する会社の一般的な開示は、一定の場所での財務書類の公衆縦覧をもってその目的を達することができ、それに加えて公告による開示を要求することは費用と効果の衡量から必要ではないので、計算書類の商業登記所での公開等を前提に、公告を要する会社を会計監査人の監査を必要とする会社に限定することは妥当である。他方、多数の利害關係者が存在する会社に関しては、会社の靜的な財産状態のみならず動的な経営成績も接近の容易な方法で一般に開示されることが望ましいので、フランス会社法やドイツ株式法が要求しているように、それらの会社にあつては、貸借対照表のみならず損益計算書も公告することを要するものとする⁽⁴⁾ことが妥当である。もっとも、貸借対照表と損益計算書の両者を公告する場合には、現行商法が要求する貸借対照表

のみの公告に比較して公告のスペースが増大することが予想されるが、公告による開示については、公告スペースの増大を避けるためにそれらの要旨の公告でも足りるものとすることは妥当であるが、要旨の公告をする場合には、会社は、それが利用者に誤解を生じさせることがないように十分の配慮をしなければならないものと解される。

(1) 現行商法は、すべての株式会社について貸借対照表の公告を要求しているが、現実はこの要求にしたがって貸借対照表の公告を行なっている会社は証券取引法の適用を受けている会社を中心とするごく一部のものに留まっている。もっとも、そのように多数の会社が商法の定める公告の要求を無視している事実そのものは、公告を要する会社を限定する理由とはならない。

(2) 公告による開示についての事後検査の不便さは、公告を行なう会社の数が大きい程増大し、その数が少ない程減少する。したがって公告の必要性が少ない会社について公告を不要とすることは、公告を必要とする会社の公告による開示の利用容易性を増大させる効果を生じさせるものである。

(3) 改正試案は、商業登記所の受入態勢が盛って計算書類等が商業登記所で公開されるようになるまでは、会計監査人の監査を要しない会社については、貸借対照表を公告すべきものとしている。株主が有限責任の利益を享受する株式会社において貸借対照表の公開が必要なのは当然であって、改正試案の態度は正当である。

(4) 会計監査人の監査を要する会社について、貸借対照表に加えて損益計算書をも公告することを要するものとする改正試案の態度は、経済界からも広く支持されている。

3 商業登記所での公開

改正試案は、代表取締役は、定時総会後遅滞なく、計算書類および附属明細書を商業登記所に提出しなければならない。これらの書類が商業登記所で公衆の閲覧に供されるものとしている。

商業登記所における計算書類等の公開は、商法上まったく新規の制度である。商業登記所での公開は、会社の本店における計算書類等の公開（商法二八二条）と異なっており、株主または会社債権者以外の者にもすべて利用可能な開示

方法である。しかも、商業登記所での公開においては、会社の本店での公開の場合に考えられるような、正当な閲覧請求の不当拒絶の事態は⁽¹⁾考えられず、会社が計算書類等を商業登記所に提出するかぎり、利用者は、確実に開示の利益を享受することができる。その意味で、商業登記所での計算書類等の公開は、証券取引法が定める有価証券報告書の大蔵省証券局および会社の本店を管轄する財務局における公開（証取法二五条一項二号）と類似した開示方法であるといえることができる。もっとも、証券取引法が定める有価証券報告書の公衆統覧の制度においては、有価証券報告書につき大蔵省の係官が記載の完全性および正確性につき審査をし、それに重大な虚偽記載または記載漏れがあるときは大蔵大臣が訂正報告書の提出命令を発することができるものとされているが（証取法二四条の二）、計算書類等の商業登記所における公開については、そのような行政的な関与は考えられていない。

商業登記所における計算書類等の公開は、イギリス会社法、フランス会社法およびドイツ株式法等においてひろく採用されている会社開示の方法である。それは、計算書類等が会社によって現実に作成されている限り、会社に特別の負担をもたらない、極めて簡単な会社開示の方法である。⁽²⁾しかし、それは、他方では、商業登記所の人的・物的な施設の拡充を前提とし、そのための国家の予算措置を必要とする。⁽³⁾

商業登記所における公開は、上述のように、会社にとって負担の少ない、しかも株主または会社債権者以外の者も確実に利用できる会社開示の方法であるが、他方では国家の予算措置を必要とするものであり、それを実施すべきか否かは、そのような国家の予算措置を正当化するほどの便益がそれによって得られるか否かにかかっている。⁽⁴⁾前述のように、証券取引法の適用を受ける会社に関しては、有価証券報告書の公衆統覧の制度によって会社の財務および業務内容の定期的な公開がはかられているが、それ以外の会社については、そのような公開は行なわれていない。会社と取引しようとする者が会社の財務および業務内容を容易に把握することによって取引上不測の損害を蒙ることがないこと、あるいは地域住民等が会社の財務および業務内容を正当に理解することによって会社が地域社会と友好な

關係を維持する⁽⁵⁾こと等は大きな利益であり、そのような利益は、商業登記所における計算書類等の公開を受入れるための国家の予算措置を正当化するものといえるであらう。

(1) 会社が正当の事由なく商法二八二条に基づく株主または会社債権者の計算書類等の閲覧請求を拒否したときは、代表取締役が過料の制裁に服するものとされているが(商法四九八条一項三号)、現実には、この制裁制度は、株主または会社債権者の正当な閲覧請求の拒否を阻止する威嚇的效果を発揮していない。

もちろん、商法二八二条に基づく正当な閲覧請求を拒否された株主または会社債権者は、裁判所の命令を得て、計算書類等の閲覧をすることができる。しかし、裁判所の命令を得るのなければ、實際上、計算書類等の閲覧をすることができないといふのであれば、そのような開示は、あえて裁判所の命令を求めることまでして計算書類等を閲覧しようとしぬ株主または会社債権者には、実際上は、意味のないものである。

(2) 大阪工業会・「株式会社」の計算・公開に関する改正試案」に対する当会の意見(昭和五五年三月一八日)は、次のように述べて、商業登記所における公開に賛成している。

「貸借対照表及び損益計算書を商業登記所に提出することは、これを義務づけてもコストと事務の簡便さから、中小の会社にとっても実行が容易であり、すべての会社に適用することが妥当である。さらに債権者その他の関係者は、いつでもこれを閲覧できることから、開示の目的を十分達することができると考へる。」

(3) 法制審議会は、昭和三十七年の商法改正の審議の過程で、昭和三十七年二月二日に「商法の一部を改正する法律案要綱」を決定したが、そこでは、「株式会社は、貸借対照表及び損益計算書を登記所に提出するものとし、何人もこれらの書類を閲覧することができるものとすること」が定められていた。そして、法制審議会は、その決議の際に、右の定めについて、「できるだけ早い機会にこれを実現し、その実をあげるよう要望する」旨の附帯決議をした。

(4) 経済団体連合会、経済同友会、大阪商工会議所、全国銀行協会連合会等は、あるいは証券取引法上に定める有価証券報告書

の公衆簿記制度との重複をも理由に加えあるいは加えることなく、それによって得られる便益に比較して過大の財政負担を要するとの理由で、商業登記所での計算書類等の公開に反対している。

(5) 通商産業省産業政策局・企業行動の現状と問題点一四二頁—一四四頁(昭和五二年)参照。